

議第140号

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、建物収去土地明渡等請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、名称

亡 相続財産

2 請求の要旨

は、滋賀県大津市南郷一丁目字赤川3番5の県有地について、自らの所有する建物の敷地として普通財産の賃貸借契約を締結していたが、令和8年3月24日に死亡し、亡

相続財産が成立した。その後も、当該相続財産による当該土地の占有が継続しているにもかかわらず、賃料が支払われていないことから、当該賃貸借契約を解除し、当該建物の収去および当該土地の明渡し、令和8年4月1日から訴状送達の日までの賃料の支払いならびに訴状送達の日から当該土地の明渡し済みまでの賃料相当損害金の支払いを求める訴えを提起する。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。